各私立幼稚園(私学助成により補助を受ける幼稚園)設置者 様

大阪府教育庁私学課長

※(2)~(4)は事業計画書のExcel

ファイルに全てのシートが含まれています。Excel ファイルを提出して

令和4年度教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の教育体制支援事業)の 交付申請書等【令和4年5月開始分】の提出について(通知)

標記について、下記のとおり事業計画書をご提出いただきますようお願いします。

注意!!

- ・本通知は令和4年5月から処遇改善を行う場合の申請方法、書類をお知らせするものです。
- ・令和4年<u>4月</u>までに処遇改善を開始し、既に本交付金に申請された園については、本通知による申請手続きは不要です。

記

- 1. 提出資料
 - (1) 交付申請書(様式1) ※Word ファイルで提出してください。
 - (2) 総括表
 - (3) 交付申請額(上限額)の算定方法について
 - (4)賃金改善に係る計画書(令和4年度)
 - (5)「チェックリスト」(令和4年度)【申請】
 - (6) 基準月(令和4年4月)の給与明細
 - ※<u>PDF ファイルで提出してください。</u>必ず、上記の(4)に記載された教職員の全員が含まれる ものを提出してください。

ください。

2. 提出方法

下記のインターネット申請画面より上記提出資料のデータを提出してください。

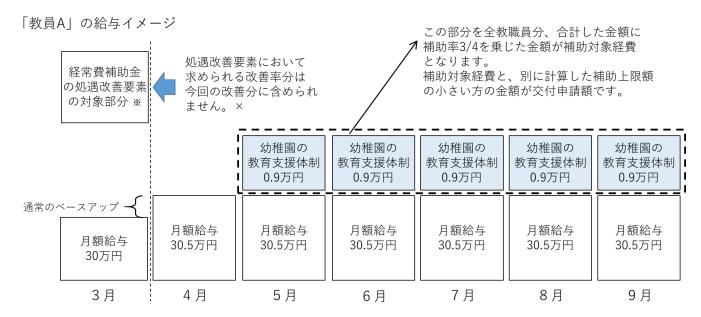
【インターネット申請】提出用画面はこちら (←Ctrl キーを押しながらクリック)

3. 提出期限

令和4年4月13日(水)

- 4. 補助事業の概要
 - ・補助事業の実施期間:令和4年<u>5月</u>~9月(10月以降は経常費補助金により措置)
 - ・補助率:3/4(法人負担1/4)
 - ・[「交付申請額(上限額)の算定」により計算した上限額]と、[補助対象経費]とを比較し、小 さい方の金額が補助金交付申請額となります。全ての教職員に対して一律、月額9,000円または

3%の処遇改善を行う必要はありません。ただし、既存の経常費補助金の処遇改善要素による補助を受けている場合、処遇改善要素において求められている改善率分は、本補助における賃金改善見込額に含めることはできません。(下記の図は概念図です。詳細は事業計画書の様式やFAQを確認してください。)



※上記の図では分かりやすくするために、処遇改善要素の対象となる改善分を3月にまとめて支給したケースを 例示しています。

5. 注意事項

- ・本事業は私学助成により補助を受ける幼稚園が対象です。
- ・申請にあたっては、以下の資料の内容を十分にご確認ください。
 - 記載例
 - FAQ
- ・<u>今回、交付申請書を提出するのは、**令和4年5月から**処遇改善を行う園</u>です。令和4年6月以降 に処遇改善を行う園については、後日、改めて交付申請書の提出を求めます。
- ・令和4年10月以降は経常費補助金により措置する予定です。 <u>補助率が1/2(法人負担1/2)</u> になります。10月以降も5月以降と同じ賃金改善を維持していただく必要がありますので、ご 注意ください。
- ・多数の園より質問いただくことが予想されますので、お問合せはメールにて下記のアドレス宛に 送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

電 話:06-6210-9273

メール: shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp